令和８年１１月１１日
障　害　福　祉　部
障害者地域生活課
障害保健福祉課

「障害者施設整備等に係る基本方針」及び
「障害児施設整備等に係る基本方針」の見直しについて

１　主旨

区では、令和２年度に策定し、令和５年度に必要所要量を更新した「障害者施設整備等に係る基本方針」及び令和５年度に策定した「障害児施設整備等に係る基本方針」（以下、「両基本方針」という。）に基づき、計画的な施設整備に取り組んできた。

一方で、障害者施設及び障害児施設を取り巻く状況は変化しており、利用ニーズの増加や重度化・多様化への対応に加え、近年の建設費高騰や専門的スキルを持った人材不足等を背景として施設整備が進みにくい状況にあることから、その対応策が喫緊の課題となっている。

そのため、利用者数の推移や整備計画等を踏まえて必要所要量を更新するとともに、両基本方針で示す令和 12 年度までにおける取組方針を改めて整理し、見直しを行ったので報告する。

２　両基本方針の見直し

（１）考え方

現行の両基本方針における施設整備の基本的な考え方を継承しつつ、施設需要への的確な対応を図っていくため、利用者数の推移や施設需要の見込み、整備計画等を踏まえて必要所要量を更新するとともに、この間の施設整備を取り巻く状況も踏まえ、令和 12 年度までの取組方針を整理した。

なお、本内容は、次期せたがやインクルージョンプランに反映し、概ね３年を目途に見直しを行う。

（２）内容

別紙１「障害者施設整備等に係る基本方針」
別紙２「障害児施設整備等に係る基本方針」

３　今後のスケジュール（予定）

令和９年　３月　　次期せたがやインクルージョンプラン策定（両基本方針の反映）

別紙１

「障害者施設整備等に係る基本方針」の見直し
（令和８年 11 月）

障害者施設整備は中長期にわたる取組みが必要となり、障害者の高齢化・重度化や、いわゆる親なき後を見据え、令和２年度に策定し、令和５年度に必要所要量を更新した「障害者施設整備等に係る基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づき、生活介護等の通所施設や重度障害者向けグループホームの整備に取り組んできた。

一方で、障害者施設を取り巻く状況は変化しており、利用ニーズの増加や重度化・多様化への対応に加え、近年の建設費高騰や専門的スキルを持った人材不足等を背景として施設整備が進みにくい状況にあることから、その対応策が喫緊の課題となっている。

そのため、利用者数の推移や整備計画等を踏まえて必要所要量を更新するとともに、基本方針で示す令和 12 年度までにおける取組方針を改めて整理し、見直しを行った。

１　生活介護

（１）整備状況

- 基本方針の策定以降、公有地等を活用した施設整備のほか、既存施設の改修や就労移行支援からの事業転換による定員拡充により、定員 53 人分（令和 8 年 4 月時点）を確保した。
- 新規施設整備については、東京都住宅供給公社大蔵住宅用地（クラシノオト大蔵）及び警察庁深沢宿舎跡地において身体障害（医療的ケアを必要とする方を含む)、区立老人休養ホームふじみ荘跡地において知的障害（強度行動障害のある方を含む）を主な対象とするなど、公有地等の活用による障害特性に応じた施設整備を進めており、令和 12 年度までに新たに定員 70 人分の確保を予定している。
- 一方で、近年の建設費高騰や専門的スキルを持った人材不足等を背景として、施設整備が進みにくい状況にある。

＜整備実績及び整備予定施設（令和８年４月時点）＞

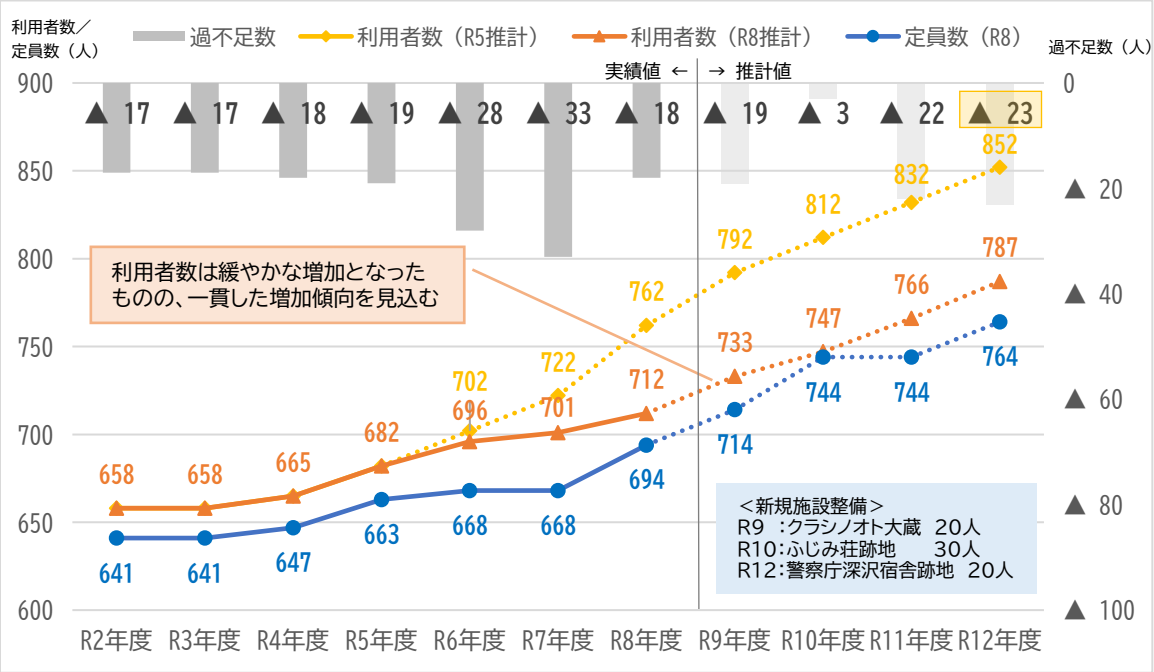
年度	施設名または整備地	定員増	内容
令和４年度	泉の家	６人	事業転換
令和５年度	区立三宿つくしんぼホーム	５人	定員拡充（改修工事）
	区立奥沢福祉園	５人	定員拡充（改修工事）
	区立烏山福祉作業所	６人	事業追加
令和６年度	区立世田谷福祉作業所	５人	定員拡充（改修工事）
令和８年度	区立烏山福祉作業所	６人	定員拡充
整備予定施設（R8.4 以降）	クラシノオト大蔵（公社用地）※1	２０人	新規開設
		２０人	定員拡充
令和 10 年度	区立老人休養ホームふじみ荘跡地（区有地）※2	３０人	新規開設
令和 12 年度	警察庁深沢宿舎跡地（国有地）	２０人	新規開設

※1　クラシノオト大蔵は、令和8年4月：20人→令和8年8月：40人に定員拡充。
※2　区立老人休養ホームふじみ荘跡地は、令和10年度中の開設で見込む。

（2）必要所要量

- 生活介護の必要所要量について、利用者数は今後の特別支援学校卒業生の進路希望見込みや施設の入退所者数の推移を参考に算出し、定員数は今後の整備予定施設を反映した。
- その結果、令和12年度時点で定員数は23人分不足する見込みである。なお、前回更新では94人分の不足を見込んでいたが、利用者数について過大な見込みとならないよう直近の利用動向を踏まえて推計した結果、前回更新と比較して緩やかな増加となったこと等により、不足数は縮小した。
- 多くの既存施設では必要な職員配置を行いながら定員を超えた受け入れにより対応している一方で、利用者数は一貫して増加傾向にあり、障害者の高齢化・重度化に伴い、今後もこの傾向は続くものと推測される。
- また、地域ごとの必要所要量について、現利用者の地域別比率で按分して算出した結果、世田谷・玉川・烏山地域で不足する見込みである。

＜必要所要量＞



※1 各年度4月1日時点の利用調整施設の利用者数及び定員数。
※2 年度途中に新規開設または定員拡充した施設の定員数は、翌年度分として見込む。
※3 東京リハビリテーションセンター障害者支援施設梅ヶ丘における施設入所支援（生活介護）の利用者数は定員50人と同数とする。

＜地域別所要量（令和 12 年度時点）＞

地域	所要量（令和 12 年度時点）
世田谷	▲ ３２人
北沢	２２人
玉川	▲ ２９人
砧	６６人
烏山	▲ ５０人
合計	▲ ２３人

（3）施設配置の考え方

- 生活介護については、基本的に各施設において送迎サービスが実施されており、利用者の利用圏域は居住地域に限定されない。
- そのため、施設配置にあたっては、地域別所要量を参考指標とした上で、既存施設の受け入れ体制や送迎エリア等を勘案しながら、区全体として必要所要量を確保することを基本とする。

（4）今後の取組方針

- 生活介護については、整備が不足している状況を踏まえ、現在予定している施設整備を着実に推進する。
- 必要所要量の確保にあたっては、医療的ケアや強度行動障害、高次脳機能障害など特に支援を必要とする方を受け入れるため、公有地等の活用による障害特性に応じた施設整備を推進するとともに、既存施設の改修や就労移行支援・就労継続支援Ｂ型からの事業転換による定員拡充を図っていく。
- また、施設整備が進みにくい状況を踏まえ、建設費高騰や人材確保に対応するための補助制度の見直しや支援策を検討する。

2　就労継続支援Ｂ型

（1）整備状況

➢ 基本方針の策定以降、整備が不足している生活介護への事業転換を行ったほか、就労移行支援からの事業転換により定員拡充を図るなど、施設需要を踏まえた整備を進めている。

＜整備実績及び整備予定施設（令和８年４月時点）＞

年度	施設名	定員増減	内容
令和４年度	さわやかはーとあーす世田谷	４人	就労移行支援からの事業転換
令和５年度	区立烏山福祉作業所	▲　６人	生活介護の事業追加による減
令和７年度	ゆに(UNI)分場フェリーチェ	▲１０人	事業廃止
令和８年度	区立烏山福祉作業所	▲　６人	生活介護の定員拡充による減
整備予定施設（R8.4 以降）	世田谷更生館	６人	就労移行支援から事業転換

（2）必要所要量

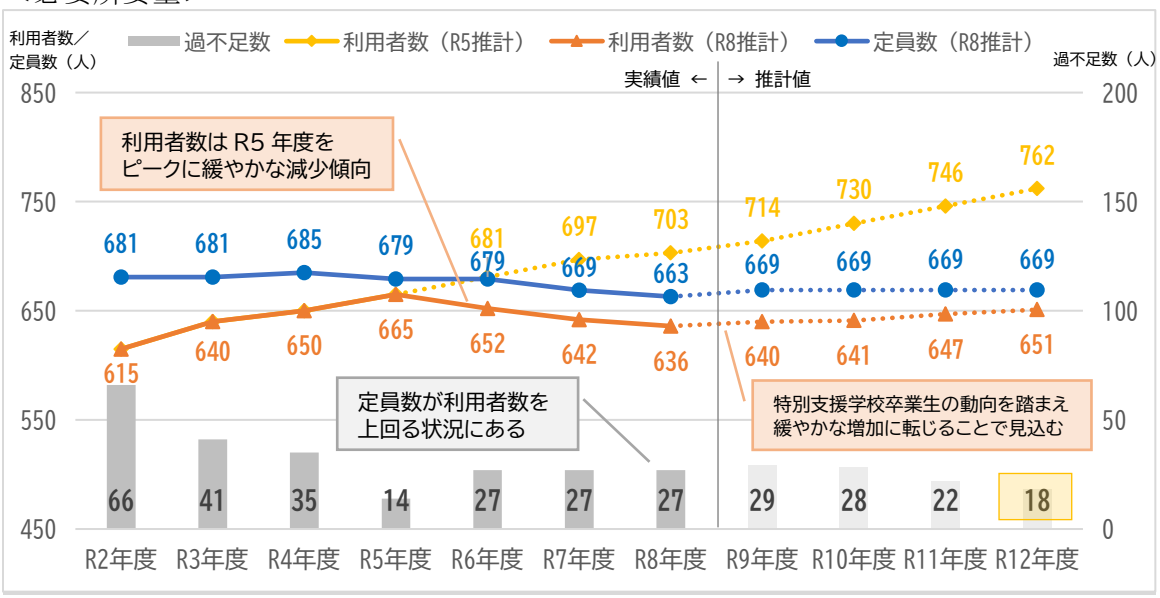
➢ 就労継続支援Ｂ型の必要所要量について、利用者数は今後の特別支援学校卒業生の進路希望見込みや施設の入退所者数の推移を参考に算出し、定員数は今後の整備予定施設を反映した。

➢ その結果、令和 12 年度時点で定員数が利用者数を 18 人分上回る見込みである。なお、前回更新では 83 人分の不足を見込んでいたが、利用者数が令和５年度をピークに緩やかな減少傾向となったこと等により、定員数が利用者数を上回る見込みに転じた。

➢ この間の障害者雇用率の段階的な引上げにより、企業等による障害者の積極的な採用を背景として、一般就労への移行が進んでいることが考えられ、今後もこの傾向は続くものと推測される。

➢ また、地域ごとの必要所要量について、現利用者の地域別比率で按分して算出した結果、世田谷・烏山地域では不足する見込みであり、施設の地域偏在が課題となっている。

＜必要所要量＞



※1 各年度4月1日時点の利用調整施設の利用者数及び定員数。

＜地域別所要量（令和 12 年度時点）＞

地域	所要量（令和 12 年度時点）
世田谷	▲ ６０人
北沢	０人
玉川	３７人
砧	５９人
烏山	▲ １８人
合計	１８人

（３）施設配置の考え方

- 就労継続支援Ｂ型については、自力通所を原則とすることから、身近な地域でサービスを利用できるよう施設配置を行うことが重要となる一方で、利用者は作業内容や工賃水準、支援内容等を踏まえ選択する傾向もあるため、必ずしも利用圏域は居住地域に限定されるわけではない。
- そのため、施設配置にあたっては、不足が見込まれる地域を中心に整備を進めるものの、利用者の公共交通機関によるアクセスや利用実態等を勘案しながら、区全体として必要所要量を確保することを基本とする。

（４）今後の取組方針

- 就労継続支援Ｂ型については、定員数が利用者数を上回る状況にあるため、生活介護への事業転換を優先することとする。
- なお、施設の地域偏在が見られることから、今後の施設整備や事業転換の検討にあたっては、不足が見込まれる地域への配置についても配慮しながら、必要な定員確保を図っていく。

３　グループホーム（共同生活援助）

（１）整備状況

①　重度障害者向けグループホーム

- 基本方針の策定以降、公有地等を活用した施設整備により、定員 14 人分（令和 8 年 4 月時点）を確保した。（総量：５施設／48 人分）
- 新規施設整備については、東京都住宅供給公社大蔵住宅用地（クラシノオト大蔵）及び警察庁深沢宿舎跡地において身体障害（医療的ケアを必要とする方を含む）、区立北烏山地区会館跡施設及び区立老人休養ホームふじみ荘跡地において知的障害（強度行動障害のある方を含む）を対象とするなど、公有地等の活用による障害特性に応じた施設整備を進めており、令和 12 年度までに新たに定員 59 人分の確保を予定している。
- 併せて、令和４年度より重度障害者受け入れ補助を実施し、新規開設及び既存施設における受け入れ促進を図っている。
- 一方で、近年の建設費高騰や専門的スキルを持った人材不足等を背景として、施設整備が進みにくい状況にある。

＜整備実績及び整備予定施設（令和 8 年 4 月時点）＞

年度	施設名または整備地	定員増
令和５年度	グループホームめぐり（区有地）	１０人
令和６年度	はあと北烏山（民有地）	４人
令和８年度	クラシノオト大蔵（公社用地）	２０人
	区立北烏山地区会館跡施設（区有地）	９人
令和 10 年度	区立老人休養ホームふじみ荘跡地（区有地）※	２０人
令和 12 年度	警察庁深沢宿舎跡地（国有地）	１０人

整備予定施設（R8.4 以降）

※1 区立老人休養ホームふじみ荘跡地は、令和 10 年度中の開設で見込む。

②　中軽度障害者向けグループホーム（知的・身体）

- 基本方針の策定以降、民間事業者主導での整備により、定員 45 人分（令和 8 年 4 月時点）を確保した。（総量：36 施設／214 人分）
- 一部の施設においては空きが生じている状況にある一方で、障害特性や必要な支援内容等の条件によるミスマッチが生じており、利用者のニーズに十分対応できていない状況がある。また、物件の確保や福祉人材の不足、運営採算性の確保などの課題があり、施設整備が進みにくい状況にある。

＜整備実績及び整備予定施設（令和 8 年 4 月時点）＞

年度	施設数	定員増
令和２年度	３施設	１２人
令和３年度	５施設	２４人
令和４年度	１施設	５人
令和５年度	１施設	４人
令和８年度	１施設	４人

整備予定施設（R8.4 以降）

（2）必要所要量

- グループホームの必要所要量について、利用者本人の希望はもとより、利用者及び家族等介助者の高齢化、生活環境、将来的な支援の必要性等を総合的に勘案する必要がある中で、待機者数を正確に把握することは困難である。そのため、基本方針の策定時と同様に、利用者及び家族等介助者の状況を日常的かつ継続的に把握している通所施設を対象として調査を実施し、現在の入居希望だけでなく、将来的に入居が必要となる見込みを含めた必要所要量を把握した。
- その結果、令和 12 年度時点で、重度障害者向けグループホームは 161 人分不足、中軽度障害者向けグループホーム（知的・身体）は 123 人分不足する見込みである。
- なお、新規開設施設における利用者募集において、いずれも定員を超える申込みがあり、依然として重度障害者向けグループホームに対する需要は高い状況にある。

＜必要所要量(令和8年度～令和 12 年度)＞　（単位:人）

	重度	中軽度
整備予定施設（R8 年度～R12 年度）　（a）	59	4
入居の必要性があると見込まれる方　（b）	220	127
・現在グループホームを探している	68	30
・５年以内に入居の必要性がある	152	97
必要所要量　（a-b）	▲161	▲123

※ 利用調整施設における令和8年4月1日時点の利用者を対象とした。

＜参考:新規開設施設における利用者募集状況＞　（単位:人）

施設名	対象障害	定員数	申込者数
グループホームめぐり	身体・知的障害	10	107
クラシノオト大蔵	身体・知的障害（医療的ケア含む）	10	52

※ 申込者数はいずれも新規開設時点の状況。

（3）施設配置の考え方

- グループホームについては、通所施設や医療機関等の地域資源との連携による支援体制の確保が必要であることに加え、利用者の障害特性や支援ニーズ、日中活動先との関係等を踏まえて入居先が選択されるため、地域ごとの必要量を一律に確保することはなじまない。
- そのため、施設配置にあたっては、地域バランスにも配慮しつつ、区全体として必要所要量を確保することを基本とする。

（4）今後の取組方針

- 重度障害者向けグループホームについては、整備が不足している状況を踏まえ、現在予定している施設整備を着実に推進するとともに、公有地等の活用や民間事業者による更なる整備促進に取り組む。
- 必要所要量の確保にあたっては、医療的ケアや強度行動障害など特に支援を必要とする方を受け入れるため、公有地等の活用による障害特性に応じた施設整備を推進するとともに、運営費補助により新規開設及び既存施設における重度障害者の受け入れ促進を図っていく。
- 中軽度障害者向けグループホームについては、一定の需要が見込まれる一方で、一部の施設においては障害特性や支援内容等の条件によるミスマッチから空きが生じている状況にあることを踏まえ、引き続き民間事業者主導での整備を進める中で、障害特性や利用ニーズに対応した施設整備を誘導していく。
- また、建設費高騰や用地確保の困難さを背景として民有地での施設整備が進みにくい状況を踏まえ、施設整備地の確保に向けた土地・建物所有者への働きかけを行う。
- 併せて、建設費高騰や人材確保に対応するための補助制度の見直しや支援策を検討する。

別紙２

「障害児施設整備等に係る基本方針」の見直し
（令和８年 11 月）

障害児施設整備は中長期的な取組みを要することから、今後の利用者数を踏まえつつ、施設需要や整備の方向性を整理し、需要に的確に対応するため、令和５年度に策定した「障害児施設整備等に係る基本方針」に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスの整備を進めている。

令和９年度からの障害施策推進計画の策定にあたり、利用者数の推移や整備計画を踏まえた必要所要量を更新し、本計画の施策に反映するとともに、引き続き民間による整備に加え、公有地等を活用した整備に取り組んでいく。

Ⅰ　障害児通所施設（重症心身障害児以外の障害児）

１　児童発達支援

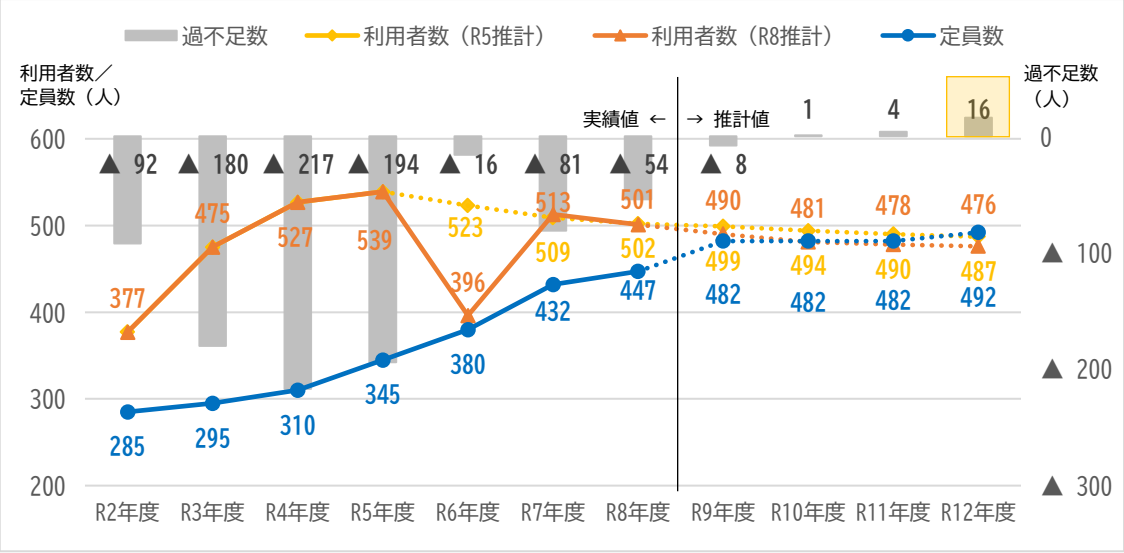
（１）整備状況

- 基本方針策定以降、民間事業所の新規開設が進んでおり、定員 102 人分（令和８年４月時点）が確保された。
- 今後、警察庁深沢宿舎跡地（国有地）や弦巻統合保育園（区有地）の公有地を活用した主に医療的ケア児（重症心身障害児を除く）を受け入れる施設の整備を進めており、令和 12 年度までに新たに定員 45 人分の確保を予定している。

（２）必要所要量

- 利用者数については、直近の実績及び将来人口推計に基づき算出し、定員数は今後の公有地活用による整備予定施設を反映した。
- その結果令和 12 年度時点の定員数が利用者数を 16 人上回る見込みとなった。
- 方針策定時（令和５年度）は令和 12 年度時点で、67 人の定員不足を見込んでいたが、今回、需要を満たす見込みへと転じた主な要因として、未就学児人口が今後も減少傾向にあることに加え、１人当たりの平均利用回数の見込みを実績に基づき、週２回から週 1.47 回に見直したことが挙げられる。
- 平均利用回数が減少している背景として、保護者の就労が進み、特に保育園に通園する児童が増加し、平日の日中に児童発達支援を利用する利用者が減少していることが影響を与えたものと推測される。

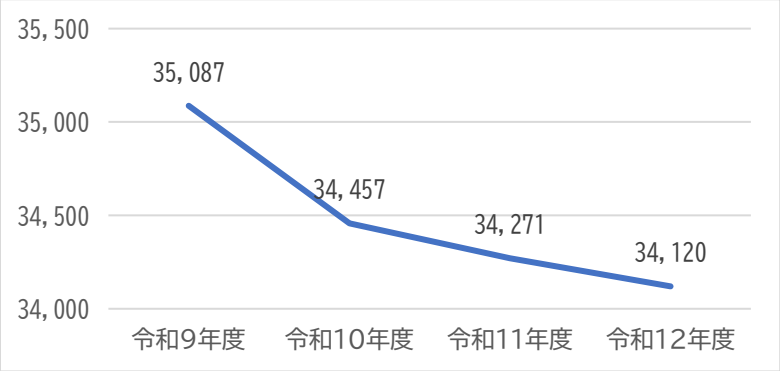
＜必要所要量＞



整備予定施設概要

令和8年度～9年度　既に整備済、もしくは現在、整備計画が進んでいる施設の定員数を反映
令和12年度　新規開設　警察庁深沢宿舎跡地（国有地）　※定員5人
新規開設　弦巻統合保育園（区有地）　※定員5人
※放課後等デイサービスと多機能整備のため重心外の定員10人のうち1/2を児童発達支援と仮定した。

＜参考１：世田谷区将来人口推計における未就学児童の推移（単位：人）＞



＜参考２：未就学児童の養育状況の比較について（利用割合）（単位：%）＞

施設種別	令和5年度	令和8年度	増減
保育施設	51．0%	57．1%	＋6．1%
幼稚園	20．2%	16．2%	▲4．0%
家庭･その他	28．8%	26．7%	▲2．1%

※保健福祉総合事業概要から一部抜粋

（3）今後の取組方針

- 今後、児童発達支援の新規整備については、必要所要量も踏まえ、慎重に対応していく。

2　放課後等デイサービス

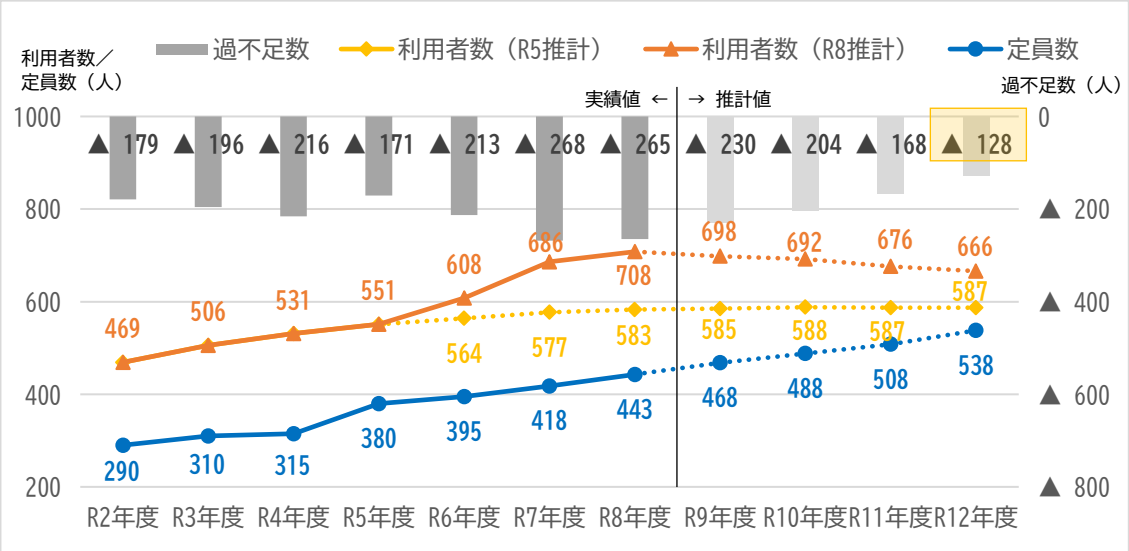
（1）整備状況

- 基本方針策定以降、民間事業所の新規開設が進んでおり、定員 63 人分（令和 8 年 4 月時点）が確保された。
- 民間による新規開設に加え、今後、警察庁深沢宿舎跡地（国有地）や弦巻統合保育園（区有地）の公有地を活用した主に医療的ケア児（重症心身障害児を除く）を受け入れる施設の整備を進めており、令和 12 年度までに新たに定員 95 人分の確保を予定している。

（2）必要所要量

- 利用者数については、実績に基づき算出し、定員数は、見直すとともに、今後の公有地活用による整備予定施設及び民間による開設見込みを反映した。
- その結果、令和 12 年度時点で不足数が 128 人分となり、前回方針より約 10%改善する見込みとなった。
- 令和 12 年度の定員数は 538 人となり、前回方針策定時（令和 5 年度）の見込み数 445 人から 93 人増加する見通しである。
- 一方、実績を踏まえた 1 人当たりの平均利用回数は週 2.18 回と前回推計から約 10%増加する見込みである。就学児童人口は減少傾向で推移するものの、1 人当たり利用回数の増加等により、令和 12 年度の利用者数は 666 人となり、前回方針より約 13%増加する見込みとなった。
- 1 人当たり利用回数が増加する背景として、放課後等デイサービスは療育に加え、放課後の居場所や保護者の就労を支える役割も担っていることから、利用頻度が高まる傾向にあることが挙げられる。

＜必要所要量＞



整備予定施設概要

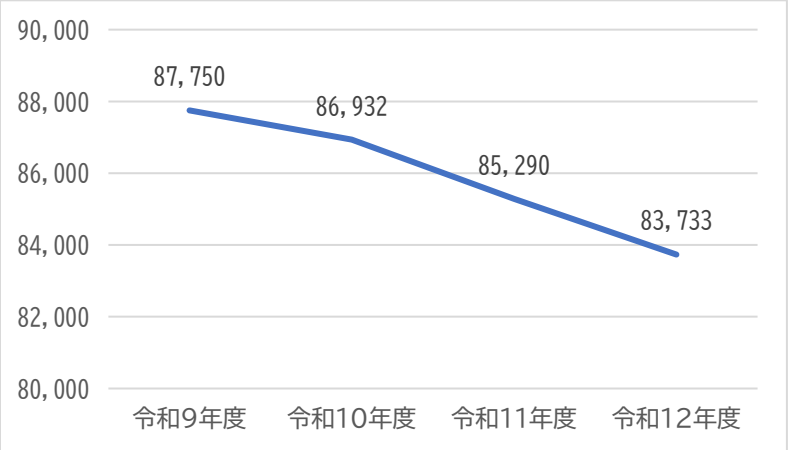
令和8年度～9年度	既に整備済、もしくは現在、整備計画が進んでいる施設の定員数を反映
令和10年度～12年度	これまでの整備実績及び民間からの開設相談の状況等を踏まえ、各年 20 人ずつ定員が増えると想定した定員数
令和12年度	新規開設　警察庁深沢宿舎跡地（国有地）　※定員5人 新規開設　弦巻統合保育園（区有地）　※定員5人

※児童発達支援と多機能整備のため、重心外の定員10人のうち 1/2 を放課後等デイサービスとして仮定した。

＜放課後等デイサービス地域別所要量（令和 12 年度時点）＞

地域	所要量（令和 12 年度時点）
世田谷地域	▲３３人
北沢地域	▲１８人
玉川地域	▲３４人
砧地域	▲２７人
烏山地域	▲１６人
合計	▲１２８人

＜参考１：世田谷区将来人口推計における就学児童の推移（単位：人）＞



＜参考２：児童発達支援と放課後等デイサービスの比較＞

	児童発達支援	放課後等 デイサービス
主な対象年齢	０～５歳	６歳～１８歳
利用者数 （令和８年度）	５０１人	７０８人
定員数 （令和８年度）	４４７人	４４３人
平均利用回数	１．４７回	２．１８回

（３）今後の取組方針

- 今後も需要動向を注視しながら民間による新規開設を中心に、公有地も活用した警察庁深沢宿舎跡地（国有地）及び弦巻統合保育園（区有地）も含め、計画的な整備を進めていく。

Ⅱ　重症心身障害児※への対応（医療的ケア児含む）

※重症心身障害児とは、重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童をいうが、法律等で具体的な定義が示されていないため、ここでは、重症心身障害児の人数を身体障害者手帳と愛の手帳の重複者の人数としている。

1　児童発達支援

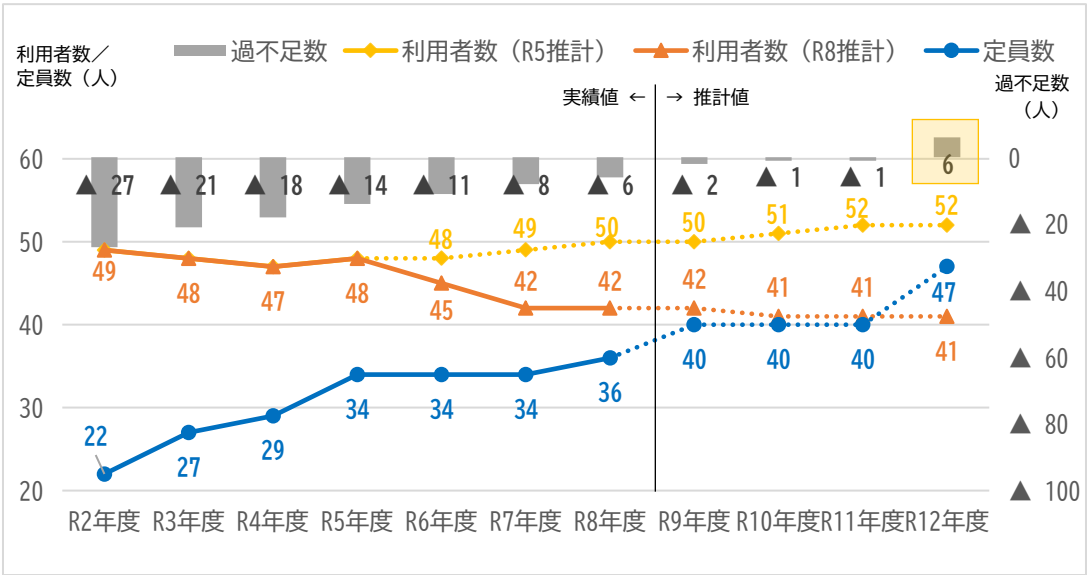
（1）整備状況

- 基本方針策定以降、民間事業所の新規開設が進み、定員２人分（令和８年４月時点）が確保された。
- また、令和８年度から実施した新規開設補助を活用して、令和８年度には２事業所・定員４人分を確保した。
- 今後、警察庁深沢宿舎跡地（国有地）や弦巻統合保育園（区有地）の公有地を活用した主に医療的ケア児を受け入れる施設の整備を進めており、令和 12 年度までに新たに定員７人分の確保を予定している。

（2）必要所要量

- 利用者数については、利用実績及び未就学児の将来人口推計により算出し、定員数については今後の実績や施設整備の予定を反映した。
- その結果、令和 12 年度時点で定員数が利用者数を６人分上回る見込みとなった。
- 前回方針策定時（令和５年度）から需給見込みが改善した主な要因としては、利用者数が令和５年度をピークに緩やかな減少傾向に転じていることに加え、新規開設補助や公有地活用の取組みにより、民間事業者による施設整備が進み、定員数の確保が図られていることが挙げられる。

＜必要所要量＞



整備予定施設概要

令和8年度～9年度　既に整備済、もしくは現在、整備計画が進んでいる施設の定員数を反映。

令和12年度　新規開設　弦巻統合保育園（区有地）　定員5人

新規開設　警察庁深沢宿舎跡地（国有地）　※定員2人

※放課後等デイサービスと多機能整備のため、重心の定員5人のうち2人分を児童発達支援として仮定した。

（３）今後の取組方針

- 今後は、現在進んでいる整備計画を着実に進めていくことで、令和 12 年度には計画通り、不足解消が達成できるようにしていく。

２　放課後等デイサービス

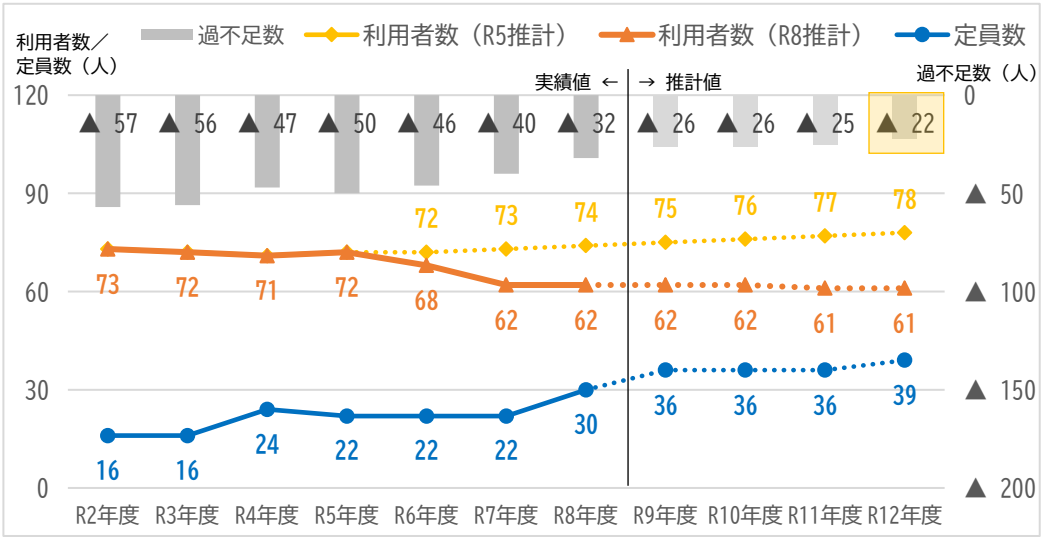
（１）整備状況

- 基本方針策定以降、民間事業所の新規開設が進み、定員８人分（令和８年４月時点）が確保された。
- また、令和８年度から実施した新規開設補助を活用して、令和８年度には２事業所・定員６人分を確保した。
- 今後、警察庁深沢宿舎跡地（国有地）の公有地を活用した主に医療的ケア児を受け入れる施設の整備を進めており、令和 12 年度までに新たに定員 3 人分の確保を予定している。

（２）必要所要量

- 利用者数については、利用実績及び未就学児の将来人口推計により算出し、定員数については今後の実績や施設整備の予定を反映した。
- その結果、令和 12 年度時点で定員数が 22 人不足する見込みとなった。
- 方針策定時（令和５年度）は、令和 12 年度時点で 51 人の定員不足を見込んでいたが、利用者数が令和５年度をピークに緩やかな減少傾向に転じていることに加え、新規開設補助や公有地活用の取組みにより民間事業者による施設整備が進み、定員数の確保が図られていることにより、不足数は 22 人分となり、前回方針と比較して約 60%改善する見込みとなった。

＜必要所要量＞



整備予定施設概要

令和8年度～10年度　既に整備済、もしくは現在、整備計画が進んでいる施設の定員数を反映。

令和12年度　新規開設　警察庁深沢宿舎跡地（国有地）※定員3人

※児童発達支援と多機能整備のため、重心の定員5人のうち3人分を放課後等デイサービスとして仮定した。

＜参考:重症心身障害児対応の障害児通所施設数の推移＞

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	4	4	4
放課後等デイサービス	1	2	2
児童発達支援･放課後等デイサービス多機能型	5	6	8
合計	10	12	14

（3）今後の取組方針

- 重症心身障害児対応の放課後等デイサービスについては、引き続き、不足傾向が続くことから、新規開設補助や公有地活用の取組みにより、民間による施設整備を促進し、計画的な定員確保を図っていく。